

○岡山市民間保育士等処遇改善事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、私立保育所等が、保育士等の処遇の改善を図るとともに、当該施設等へ定着させるため、上乘せして給与を支給した場合、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、岡山市補助金等交付規則（昭和48年市規則第16号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、規則で使用する用語の例による。

2 この要綱において、「私立保育所等」とは、市内に所在する児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第35条第4項の認可を受けた法第39条第1項に定める保育所（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第3条第1項の認定を受けたものを除く。）、法第34条の15第2項の規定により認可を受けた法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業を行う事業所及び同条第12項に規定する事業所内保育事業を行う事業所並びに認定こども園法第2条第6項に規定する認定こども園をいう。

3 この要綱において、「保育士等」とは、私立保育所等に勤務する職員（非常勤職員を含み、経営に携わる法人の役員又は個人である職員を除く。）をいう。

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、保育士等へ上乘せして給与を支給する事業とし、次の各号に掲げる要件のいずれをも満たすものとする。

(1) 保育士等へ通常支払われるべき給与（基本給、手当、賞与、一時金等をいう。以下同じ。）及び特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成27年3月31日内閣府告示第49号。以下「告示」という。）第1条

第12号に定める公定価格上の保育士等の処遇改善を目的とした加算によって支払われる給与とは別に、上乗せして給与が支給されていること。

(2) 補助事業によって上乗せ支給された給与以外の給与水準を低下させていないこと。

(補助事業者)

第4条 補助事業者は、次の各号に掲げる要件のいずれをも満たすものでなければならない。

(1) 私立保育所等の設置者であること。

(2) 当該私立保育所等が、当該年度において、告示第1条第21号に定める処遇改善等加算のうち「区分一及び区分二」の適用を受けていること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、補助事業者としない。

(1) 市税を滞納しているもの

(2) 規則第20条第1項各号に定める事由により補助金の交付決定の取消しを受け、当該取消しの日の属する年度の翌年度から起算して1年を経過していないもの

(補助金の交付の制限)

第5条 当該年度における補助金の交付回数は、私立保育所等ごとに、1回までとする。

(補助対象経費)

第6条 補助事業の実施に際し支出される経費のうち、補助金の算定に当たって対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、当該年度における保育士等に支給される給与（前年度分の給与を当該年度に支給するものを除く。）のうち当該保育士等に通常支給されるべき給与及び保育士等の処遇改善を目的とした公定価格上の加算により支払われる給与とは別に加算された部分とし、他の補助事業の補助対象経費になっているものについては、この補助事業の補助対象経費としない。

(補助金額)

第7条 補助金の額は、別表左欄に掲げる職員1人当たりの平均勤続年数の区分に応じ、それぞれ別表右欄に定める単価（年度の途中に私立保育所等を設置した場合は、当該単価を12で除して得た額に私立保育所等を設置した日の属する月以後の月数を乗じて得た額）に当該職員1人当たりの平均勤続年数の算定対象となった職員の人数（以下「算

定対象職員数」という。)を乗じて得た額と前条の補助対象経費を比較し、いずれか少ない方の額とする。ただし、補助事業の対象となる保育士等の人数が算定対象職員数の8割(1人未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。)を下回ったときは、補助事業の対象となる保育士等の人数を算定対象職員数とし、補助金の額を再計算するものとする。

2 保育士等1人当たりの補助金額の上限は、95,000円とし、保育士等1人当たり(常勤職員(別表備考に定める常勤職員をいう。))のうち当該年度の4月1日から3月31日まで勤務した職員に限る。)の補助金額の下限は、52,800円とする。

3 第1項によって得られた額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付申請は、私立保育所等ごとに行うものとする。

2 規則第5条第1項に規定する市長が定める期日は、毎年9月末日までとする。ただし、年度の途中に私立保育所等を設置した場合は、この限りではない。

3 規則第5条第1項第5号に規定するその他市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

(1) 補助事業の対象となる保育士等の氏名、当該保育士等へ上乘せして支給する額及び支給方法が明らかになる書類

(2) 市税を滞納していないことを証明する書類

(着手届及び完了届の免除)

第9条 規則第15条に規定する補助事業等着手・完了届の提出は要しない。

(実績報告)

第10条 規則第16条第1項第2号に規定するその他市長が必要と認める書類は、補助事業を行ったことを証明する書類とする。

(補助金の交付時期)

第11条 規則第19条第1項ただし書の規定により、交付決定の後、補助事業の完了前に補助金額の全部又は一部を交付することができる。

(委任)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 29 年 7 月 21 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 5 月 22 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 8 月 30 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 6 月 9 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

別表（第7条関係）

職員1人当たりの平均勤続年数	単価
1年未満	66,000円
1年以上2年未満	66,700円
2年以上3年未満	67,400円
3年以上4年未満	68,000円
4年以上5年未満	68,700円
5年以上6年未満	69,300円
6年以上7年未満	70,000円
7年以上8年未満	70,700円
8年以上9年未満	71,300円
9年以上10年未満	72,000円
10年以上11年未満	72,600円
11年以上12年未満	73,300円
12年以上13年未満	74,000円
13年以上14年未満	74,600円
14年以上15年未満	75,300円
15年以上16年未満	75,900円
16年以上17年未満	76,600円
17年以上18年未満	77,300円
18年以上19年未満	77,900円
19年以上20年未満	78,600円
20年以上	79,200円

（備考）職員1人当たりの平均勤続年数とは、その職種にかかわらず、その私立保育所等に勤務する全ての常勤職員（その私立保育所等の就業規則において定められている常勤の従事者が勤務すべき時間数（教育・保育に従事する者にあつては、1か月に勤務すべき時間数が120時間以上であるものに限る。）に達している者又は当該者以外の者であつて1日6時間以上かつ月20日以上勤務するもの）について、「施設型給付費等に

係る処遇改善等加算について」（令和7年4月11日付こ成保296・7文科初第250号, こども家庭庁成育局長, 文部科学省初等中等教育局長通知。）に定める算定対象施設・事業所における勤続年数を合算して得た総経歴年数を, 当該職員の数により除して得た年数（6月以上の端数は1年とし, 6月未満の端数は切り捨てること。）をいう。